

100mm/h安心プランの登録要件

- ▶ 100mm/h安心プラン実施要綱において対象地域や、登録等について定め、平成25年4月1日から施行するものとする。
- ▶ 市町村等の計画策定主体が策定した100mm/h安心プランについて、実施要綱に定める登録の要件を満たすことを国土交通省において確認の上、登録する。登録された100mm/h安心プランは、当該市町村のホームページ等において公表するものとする。

実施要綱

●登録要件（ポイント）

1. 計画降雨を超える**局地的大雨を対象**とするもの
2. 行政機関（河川管理者・下水道管理者等）が役割分担し、住民（団体）や民間企業等の参画のもと、**住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組（ソフト対策含む）**を実施するもの
3. **浸水被害軽減のための集中的な対応等**に重点を置くもの

●100mm/h安心プランに定める内容

- (1) 基本方針
 - ・被害状況、対象とする降雨
- (2) 計画策定のための体制に関する事項
 - ・参画団体等、推進体制
- (3) 目的を達成するために実施する内容
 - ・河川・下水道の整備による浸水対策
 - ・分散型貯留浸透施設等による流域対策
 - ・危険情報周知の対策
 - ・水防活動強化の取組
 - ・住民（団体）、民間企業等における水害対策への取組
- (4) 計画期間（概ね5~10年とする）
- (5) その他必要な事項

100mm/h安心プラン申請書

100mm/h安心プラン 概要書（案）			
水系	〇〇川	河川	〇〇川
関係都府県	〇〇県	関係市町村	〇〇市、〇〇町
計画策定主体	〇〇県		
計画期間	平成〇〇年度～平成〇〇年度（予定）		
基本方針			
計画規模を超える局地的豪雨の発生状況			
参画機関			

国土交通省において 内容確認

- ・ 必要性
- ・ 事業の効果
- ・ 関係者の役割分担
- ・ 実現可能性

等

登録（水管理・国土保全局長） 公表（策定主体）

○社会資本整備総合交付金を活用した、まちづくり・河川・住民等が協働して取り組む治水対策

＜河川・下水道の整備による浸水対策＞

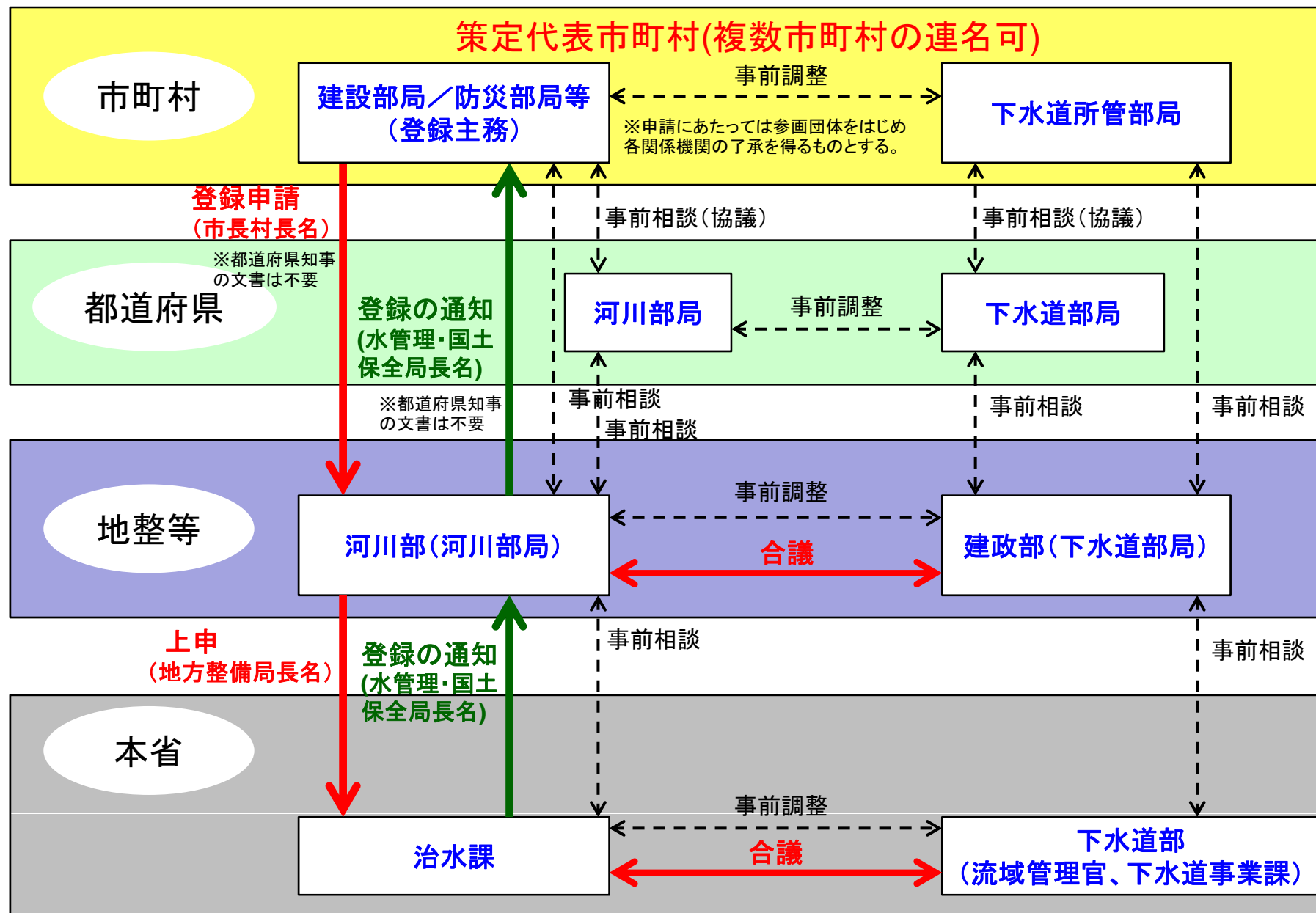
＜分散型貯留浸透施設等による流域対策＞

＜危険情報周知の対策＞

＜水防活動強化の取組＞

＜住民（団体）、民間企業等における水害対策への取組＞

100mm/h安心プラン登録の流れ(市町村・都道府県)



100mm/h安心プラン登録の流れ(市町村・都道府県・国土交通省)

